

2019 年 8 月 1 日

託児所の利用について

国際法学会研究企画委員会

2019 年 9月2日から4日に静岡コンベンションアーツセンター・グランシップ(静岡市)で開催される 2019 年度研究大会では、乳幼児を抱える会員の学会参加を容易にすることを目的に、国際法学会として託児所利用費用の一部を補助することとします。

静岡市の託児所に関する情報は、利用者において収集頂き、託児所に直接コンタクトを取った上で、ご自身の責任においてご利用いただきますようお願い申し上げます。

補助額の上限は 1 万円となります。複数の乳幼児を預ける場合は、それぞれにつき 1 万円を上限として補助します。その場合には、領収書に内訳を記載するよう、託児施設にご依頼ください。

補助申請方法：

9 月 27 日(金)までに濱本正太郎会計部長宛(※)に領収書の原本を送付すると共に、振込先情報(①銀行名・支店名、②口座番号、③普通/当座の別、④口座名義人氏名(カタカナ))とメールアドレスを連絡して下さい。後日、上記上限の範囲内で実費が振り込まれます。

(※) 〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院法学研究科
濱本 正太郎

以上